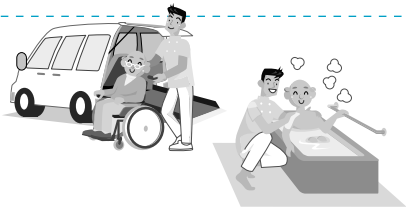


福祉サービスの紹介 ～介護保険のサービス その4～

介護認定調査会での審査の結果、要介護、または要支援の認定を受けた方は、介護保険のサービスを利用できます

施設に通って利用するサービス「通所介護」「介護予防通所介護」の紹介

自宅から通所介護事業所などに通い、できる限り自立した生活ができるように、心体機能の維持・向上や孤立感の解消を図る日帰りのサービスです。また、家族の介護負担の軽減を図ります。

区分	要介護1～5の認定を受けた方	要支援1、または2の認定を受けた方
種別	通所介護	介護予防通所介護
サービスの内容	通所介護事業所で、利用者や家族の希望と利用者の状態に合わせて、入浴や食事などの日常生活上の介護や支援、生活行為の向上のための介護や支援を日帰りで行います。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎 車いすを利用したまま乗車できる特殊車両などで行います。 ・入浴、食事、排泄、移動などの介護や支援 入浴：利用者の状態に合わせた方法で入浴します。(特殊浴、一般浴) 食事：利用者の状態や嗜好に合わせて提供します。 ・機能訓練 軽作業やレクリエーションなどを行います。 	
<p>利用料金は、サービス費用の1割のほか、食費や日常生活費などが必要です。利用する時間、介護度、事業所の規模や体制によって違います。</p> <p>栄養改善や口腔機能の向上など、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。事業所により実施するサービスが異なります。</p> <p>詳細は、担当のケアマネジャー、または下記まで問い合わせください。</p>		

問い合わせ 太平地域包括支援センター 電話(25)1135 南姫地域包括支援センター 電話(20)2021
 滝呂地域包括支援センター 電話(24)5562 多治見市役所 高齢福祉課 電話(22)1111

9月の相談日

ひとりで悩まないで相談日一覧

皆さんの悩みごとに、専門の相談員がお話を伺います

相談の種類	日にち	時間	場所 総合福祉センター	問い合わせ	
民生委員の気軽に相談 ☎	5日・12日(月)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(23)5115	
税務相談	7日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131	
法律相談 (予約制)	21日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131	
	【予約受付日】14日(水) 午前8時30分～				
その他の相談日	障がい者相談	月曜日～金曜日 午前9時30分～午後3時30分	2階 障害者福祉センター	(25)1131 障害者福祉センター(内210)	
	ひとり親家庭相談	21日(水)	4階 相談室	(25)1133 母子福祉センター	
	高齢者就業相談	9日(金)	午後1時30分～午後3時	3階 作業室	(25)1131 老人福祉センター(内301)
	結婚相談	11・25日(日)	午前10時～正午 午後1時～午後3時	4階 技能習得室	(22)1111 市役所くらし人権課

※ 相談は無料です。☎マークの相談は、上記の日時で電話相談ができます。 ※ 祝祭日の相談は休みです。

東濃地区福祉サービス利用支援センター

判断能力に不安があり、日常生活に支障を来たすおそれがある方(認知症状や知的・精神的な障がいのある方)の相談に応じ、支援します。

相談日	月～金曜日(祝祭日を除く)	内容	福祉サービスの利用の助言や手続き代行 印鑑や通帳、証書などの預かりサービス 日常的な金銭管理など
時間	午前8時30分～午後5時		
費用	相談は無料(実際に支援した場合は料金が必要)		

問い合わせ 東濃地区福祉サービス利用支援センター 電話(23)6332 <担当>松井

出張相談日 [日時] 9月15日(木) 午後1時30分～午後4時 [場所] かさはら福祉センター 笠原町2900-6